

実務研究

日本税務会計学会
令和6年7月 月次研究会



田熊 常正(神田)

賃上げ促進税制と繰越税額控除 ～令和6年度改正～

I 改正の概要

令和6年度税制改正では、従来の賃上げ促進税制の枠を維持しつつ、一定の改正が行われている。

この改正により、青色申告法人が、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において、一定の要件を満たす場合には、法人税額の20%を限度として、その事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額の10%が

最大35% (中小企業者等は15%から最大45%) 相当額の税額控除が可能となった。さらに、中小企業者等については、その事業年度に控除しきれない税額控除限度超過額の繰越し措置が設けられた。

II 主な改正ポイント

令和6年度改正では、主に次の事項が改正されている。

- 1 中堅企業向けの枠組み創設「中堅」
- 2 マルチステークホルダー方針の公表・届出の対象法人拡大「大・中堅」
- 3 賃上げ控除率の見直しと細分化「大・中堅」
- 4 教育訓練費の上乗せ要件の緩和と追加「大・中堅・中小」
- 5 子育て・女性活躍支援による上乗せ要件の創設「大・中堅・中小」
- 6 繰越税額控除の新設「中小」

III 適用法人の分類

従来の制度では、中小企業者等(注1)以外の青色申告法人は全て「大企業」に分類されていたが、改正では、従来の「大企業」のうち、常時使用する従業員数が2000人以下の法人(注2)については、「中堅企業」として別枠が設けられ、大企業向け制度よりも適用要件が緩和されている。

IV 大企業・中堅企業向け制度

- 1 マルチステークホルダー方針の公表届出
適用事業年度終了時において、次の①又は②(中堅企業は①のみ)に該当する法人は、マルチステークホルダー方針の公表及び届出が必要となる。
- ① 資本金の額又は出資金の額が10億円以上かつ常時使用する従業員数1000人以上
- ② 常時使用する従業員数2000人超
- 2 適用要件と基本控除率
次の要件を満たす場合には、10%の控除率が適用される。
- ① 継続雇用者給与等支給額が前年度より3%以上増加していること
- ② 一定規模の法人はマルチステークホルダー方針の公表届出を行っていること
- 3 控除率の上乗せ
継続雇用者給与等の増加継続雇用者給与等支給増加割合が次の場合には、基本控除率にそれぞれ控除率が上乗せされる。
- ① 大企業
4%以上 5%
- ② 中堅企業
7%以上 10%
- ③ 中小企業
4%以上 5%

者給与等支給額の0.05%以上支出
Iの要件は20%から10%に緩和されたが、新たにIの要件が追加されたこと、支出額の下限が設けられている。仮に雇用者給与等支給額が1億円であった場合には、5万円以上の教育訓練費の支出が必要となる。

V 中小企業向け制度

- 1 マルチステークホルダー方針の公表届出
適用事業年度終了時において、次の①又は②(中堅企業は①のみ)に該当する法人は、マルチステークホルダー方針の公表及び届出が必要となる。
- ① 資本金の額又は出資金の額が10億円以上かつ常時使用する従業員数1000人以上
- ② 常時使用する従業員数2000人超
- 2 適用要件と基本控除率
次の要件を満たす場合には、10%の控除率が適用される。
- ① 継続雇用者給与等支給額が前年度より3%以上増加していること
- ② 一定規模の法人はマルチステークホルダー方針の公表届出を行っていること
- 3 控除率の上乗せ
継続雇用者給与等の増加継続雇用者給与等支給増加割合が次の場合には、基本控除率にそれぞれ控除率が上乗せされる。
- ① 大企業
4%以上 5%
- ② 中堅企業
7%以上 10%
- ③ 中小企業
4%以上 5%

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法により、事業主は子育てと仕事の両立や仕事において女性が活躍できる環境整備への取り組みが求められているが、一定の要件を満たす場合には、申請により、満たす基準に応じた認定を受けることができる。この認定制度が、くるみん認定やえらぼし認定である。

VI 繰越税額控除

- 1 適用要件と基本控除率(改正なし)
雇用者給与等支給額が前年度より1.5%以上増加している場合には、15%の控除率が適用される。
- 2 控除率の上乗せ
雇用者給与等の増加(改正なし)
① 雇用者給与等の増加(改正なし)
② 教育訓練費増加
次のI及びIIの要件を満たす場合には、基本控除率に15%の控除率が上乗せされる。
- ③ 子育て・女性活躍支援
次のいずれかの認定を受けている場合には、基本控除率に5%の控除率が上乗せされる。
- ④ プラチナくるみん認定
⑤ プラチナえらぼし認定
⑥ くるみん認定(3段階目)

が適用される(選択によりIVの制度の適用は可能)。
Iの要件は10%から5%に緩和されたが、大企業・中堅企業向け制度と同様に、支出額の下限が設けられている。

VII 繰越税額控除

- 1 適用要件
繰越税額控除の適用事業年度における要件は、次の4点である。
- ① 青色申告法人であること
- ② 雇用者給与等支給額が前年度より1.5%以上増加していること
- ③ 繰越税額控除の適用事業年度は、前年度より1.5%以上増加していること
- ④ 繰越税額控除の適用事業年度は、前年度より1.5%以上増加していること

賃上げ促進税制は、法人税額の20%相当額が税額控除の上限であり、従来の制度では、超過額は切り捨てられていた。そのため、多くの企業は満足に賃上げによる税制優遇を受けることができなかった。

VIII 繰越税額控除

- 1 適用要件
繰越税額控除の適用事業年度における要件は、次の4点である。
- ① 青色申告法人であること
- ② 雇用者給与等支給額が前年度より1.5%以上増加していること
- ③ 繰越税額控除の適用事業年度は、前年度より1.5%以上増加していること
- ④ 繰越税額控除の適用事業年度は、前年度より1.5%以上増加していること

賃上げ促進税制は、法人税額の20%相当額が税額控除の上限であり、従来の制度では、超過額は切り捨てられていた。そのため、多くの企業は満足に賃上げによる税制優遇を受けることができなかった。

IX 繰越税額控除

- 1 適用要件
繰越税額控除の適用事業年度における要件は、次の4点である。
- ① 青色申告法人であること
- ② 雇用者給与等支給額が前年度より1.5%以上増加していること
- ③ 繰越税額控除の適用事業年度は、前年度より1.5%以上増加していること
- ④ 繰越税額控除の適用事業年度は、前年度より1.5%以上増加していること

賃上げ促進税制は、法人税額の20%相当額が税額控除の上限であり、従来の制度では、超過額は切り捨てられていた。そのため、多くの企業は満足に賃上げによる税制優遇を受けることができなかった。

XI 繰越税額控除

- 1 適用要件
繰越税額控除の適用事業年度における要件は、次の4点である。
- ① 青色申告法人であること
- ② 雇用者給与等支給額が前年度より1.5%以上増加していること
- ③ 繰越税額控除の適用事業年度は、前年度より1.5%以上増加していること
- ④ 繰越税額控除の適用事業年度は、前年度より1.5%以上増加していること

賃上げ促進税制は、法人税額の20%相当額が税額控除の上限であり、従来の制度では、超過額は切り捨てられていた。そのため、多くの企業は満足に賃上げによる税制優遇を受けることができなかった。